

第 % 号議案

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市婦人保護支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第</u></p>	<p><u>神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定等に基づき、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備</u></p>

12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(女性自立支援施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第9条第1項第1号の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(婦人保護施設に配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項第1号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。)第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長に関する基準)

第3条 基準省令第8条第1項の規定に基づき置かれる施設長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6条において同じ。)であってはならない。

(法第65条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条

例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号から第5号までに定める基準に定めるところによる。

（女性自立支援施設の設置者に関する基準）

第6条 女性自立支援施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

例で定める基準（同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。

（婦人保護施設の設置者に関する基準）

第6条 婦人保護施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。